



一般財団法人 日本医学物理士会 内国旅行旅費支給に関する細則

2015年7月15日

(目的)

- 第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が行う業務について発生する内国旅行旅費に関する事項を定める。
- 2 以下の各号のために旅行する会員に対して、旅費を支払うことが出来る。
 - 1) 総会、理事会、評議員会、委員会及びそれらの準備会合への出席
 - 2) その他、定款第6条に定める本会の事業の遂行
 - 3 本会の依頼により招待講演などのために旅行する非会員に対して、旅費を支払うことが出来る。

(交通費の支給)

- 第2条 交通費は、支給対象者の所属先の最寄り駅から用務先の最寄り駅までの鉄道賃の額を基本とする。
- 2 鉄道賃の額は、運賃、急行料金及び座席指定料金による。
 - 3 急行料金は、特別急行、普通急行または準急行列車を運航する路線による旅行で、特急料金は片道100キロメートル以上、普通急行列車または準急行列車は片道50キロメートル以上旅行する場合に支給する。
 - 4 座席指定料金は、座席指定列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上旅行する場合に支給する。
 - 5 前項までの規定に関わらず、連続した鉄道路が利用できない場合、鉄道賃と比較して合理的な場合、または特別な事情により理事長が承認した場合は、航空賃と空港までの旅費の実費を支給することができる。宿泊を伴う場合の航空賃については、パック旅行を利用することを原則とする。
- 第3条 前条の規定に関わらず、本会事務局に近接する東京都、神奈川県、千葉県および埼玉県圏内の旅行については一律2000円を支給する。ただし、2000円を超える場合には、実費を支給する。
- 第4条 用務が正午または夕刻にかかる時間帯に行われる場合は弁当等を支給することができる。
- 2 事情により弁当等を支給できない場合は食卓費として、昼食については2,000円、夕食については3,000円を支給する。

(宿泊費の支給)



第 5 条 宿泊費は、旅行距離 100 キロメートルを超え、かつ業務上複数日の滞在が必要な場合に、一泊につき一万円を支給することが出来る。

2 前項に関わらず、用務が早朝から、または深夜に及ぶ特別な事情があり、理事長が承認した場合には支給することが出来る。

第 6 条 宿泊が認められた場合、前条による宿泊費とは別に、日当を一泊につき 1500 円支給することが出来る。

(その他)

第 7 条 交通費、宿泊費が本会以外から支給される場合は、本会はこれらを支給しない。

第 8 条 理事、評議員の半数以上が出席する学術大会期間及びその前後 1 日以内の当該地域内での用務に関わる旅行については支給の対象としない。

第 9 条 旅費の支給は予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第 10 条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。